

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                |
|-------|---------------------|
| 3     | 固定資産税に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

早島町は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

岡山県早島町長

## 公表日

令和8年3月25日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 固定資産税に関する事務   |
| ②事務の概要                   | <p>・地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書を発行している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①固定資産税の賦課</li><li>②評価証明書等の各種証明書等の発行</li><li>③口座振替処理</li><li>④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理</li><li>⑤督促及び催告処理</li><li>⑥滞納管理、地方税法に基づく調査</li></ul> <p>・主務省令第2条の表に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p> |
| ③システムの名称                 | 固定資産税システム、収納消込システム、宛名統合管理システム、中間サーバー  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 固定資産税ファイル                |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 番号法第9条第1項 別表 24項<br>平成26年内閣府・総務省令第5号第16条  |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ]<br><br><選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定   |
| ②法令上の根拠                  | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表<br>【情報提供】なし<br>【情報照会】48項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 住民福祉部 税務会計課   |
| ②所属長の役職名                 | 住民福祉部 税務会計課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
|--------------------------|---|
| 請求先                      | 早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 早島町 企画総務部 総務課 〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1 TEL086-482-0611 |
| 9. 規則第9条第2項の適用           | [ ]適用した   |
| 適用した理由                   |   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | [ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月27日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和8年2月27日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                                    |           |  |
|--|-----------|--|
| [ 基礎項目評価書 ]  |           | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書<br><br>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                   |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か          | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない                            |           |  |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                                | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない |           |  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                                 | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)          |           |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                                   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                                    | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |

| 7. 特定個人情報の保管・消去                             |   |  |
|---|---|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か                 | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない             |   |  |
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。 |  |
| 9. 監査                                       |   |  |
| 実施の有無                                       | [ <input type="radio"/> ] 自己点検  | [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ <input type="radio"/> ] 外部監査  |
| 10. 従業員に対する教育・啓発                            |   |  |
| 従業員に対する教育・啓発                                | [ 十分に行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない  |
| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する |   |  |
| 最も優先度が高いと考えられる対策                            | [ 9) 従業員に対する教育・啓発 ]   | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業員に対する教育・啓発 |
| 当該対策は十分か【再掲】                                | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                                       | 個人情報保護のリモートラーニング研修を行っている。   |  |

## 変更箇所

| 変更日       | 項目   | 変更前の記載       | 変更後の記載                           | 提出時期 | 提出時期に係る説明                                       |
|-----------|--|--------------|----------------------------------|------|---|
| 平成29年5月1日 | I-5 ②所属長   | 税務課長 横木 桂子   | 税務課長                             | 事後   | 役職のみの表示   |
| 令和1年6月26日 | 新様式への変更  |              |                                  | 事前   |   |
| 令和3年8月6日  | I-4 ②法令上の根拠  | 番号法第19条第7号   | 番号法第19条第8号                       | 事前   | 令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正 |
| 令和3年8月6日  | II-1 対象人数<br>いつ時点の計数か                                | 令和1年6月26日 時点 | 令和3年8月6日 時点                      | 事前   | 令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正 |
| 令和3年8月6日  | II-1 取扱者数<br>いつ時点の計数か                                | 令和1年6月26日 時点 | 令和3年8月6日 時点                      | 事前   | 令和3年9月1日施行の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正 |
| 令和8年3月25日 | I-5 ①部署  | 税務課          | 税務会計課                            | 事後   | 令和6年4月から担当部署の変更                                 |
| 令和8年3月25日 | I-5 ②所属長の役職名   | 税務課長         | 税務会計課長                           | 事後   | 令和6年4月から担当部署の変更                                 |
| 令和8年3月25日 | I-7 請求先  | 早島町総務課       | 早島町企画総務部総務課                      | 事後   | 令和7年4月からの機構改革による変更                              |
| 令和8年3月25日 | I-8 連絡先  | 早島町総務課       | 早島町企画総務部総務課                      | 事後   | 令和7年4月からの機構改革による変更                              |
| 令和8年3月25日 | IVリスク対策<br>8.人手を介在させる作業<br>人為的ミスが発生するリスク<br>への対策は十分か | —            | 2)十分である<br>判断の根拠を記載              | 事前   | 新様式への移行   |
| 令和8年3月25日 | IVリスク対策<br>11.最も優先度が高いと考えられる対策                       | —            | 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>判断の根拠を記載 | 事前   | 新様式への移行   |
| 令和8年3月25日 | I-1 ②事務の概要   | 番号法別表第二      | 主務省令第2条の表                        | 事後   | 番号法の変更に伴う修正                                     |
| 令和8年3月25日 | I-3 法令上の根拠   | 別表第一 16項     | 別表 24項                           | 事後   | 番号法の変更に伴う修正                                     |

| 変更日       | 項目                     | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明   |
|-----------|------------------------|---|---|------|-------------|
| 令和8年3月25日 | I-4 ②法令上の根拠            | 番号法第19条第8号 別表第二<br>【情報提供】なし<br>【情報照会】27項<br><br>平成26年内閣府・総務省令第7号<br>【情報提供】なし<br>【情報照会】20条 | 番号法第19条第8号 主務省令第2条の表<br>【情報提供】なし<br>【情報照会】48項 | 事後   | 番号法の変更に伴う修正 |
| 令和8年3月25日 | II-1 いつ時点の計数か          | 令和3年8月6日 時点   | 令和8年2月27日 時点                                  | 事後   | 見直しによる      |
| 令和8年3月25日 | II-2 いつ時点の計数か          | 令和3年8月6日 時点   | 令和8年2月27日 時点                                  | 事後   | 見直しによる      |
| 令和8年3月25日 | IV-8 人手を介在させる作業        |   | 追加  | 事後   | 評価書様式変更のため  |
| 令和8年3月25日 | IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 |   | 追加  | 事後   | 評価書様式変更のため  |
|           |                        |   |   |      |             |
|           |                        |   |   |      |             |
|           |                        |   |   |      |             |
|           |                        |   |   |      |             |